

令和 6 年 6 月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会



1. 開催日時 令和6年6月10日（月曜日） 午後1時30分

2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室

3. 出席農業委員

1 番	園田 恭子	2 番	江藤 徳幸	3 番	繁田 郁子
4 番	藤本 太一	5 番	（欠席）		
6 番	武石 俊一	7 番	安藤 慎八（会長）		

4. 出席農地利用最適化推進委員

1 番	小雲 基廣	2 番	長尾亀世美	3 番	衛藤 榮一
4 番	川邊 真八	5 番	藤原 善和	6 番	渡邊 清文
7 番	石井由美子	8 番	藤本 哲朗	9 番	湯浅 定夫
10 番	帆足 智己	11 番	松方 洋一	12 番	柳井田英徳

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項に規定する許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項に規定する許可申請について
議案第4号 非農地証明願いについて
議案第5号 農用地利用集積計画について
報告第1号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
（相続）
報告第3号 農地法第18条合意解約通知書について
報告第4号 農地所有適格法人要件確認書について

6. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	井村 剛秀	主幹（統括）	梅木 嘉子
主幹	鶴窪 秀夫	主査	樋口 亜衣子

7. 会議の概要 事務局長	お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。 ただ今より令和6年6月定例総会を開催します。 では、着席して進めさせていただきます。 では、安藤会長 あいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 農業委員定数7名に対して、6名の出席です。玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。 次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。 また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。離席する場合は議長の許可をもらってください。 それでは、議長の選出ですが、玖珠町会議規則第4条の規定により会長が議長となります。 以後の議事の進行につきましては、安藤会長よろしくをお願いします。
議長	本日の議事録署名人の指名ですが、6番委員、1番委員、よろしくをお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見ををお願いします。それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	お疲れさまです。議案の説明をいたします。座って説明いたします。議案集1ページをお開きください。番号1番 大字山浦字中塚〇〇番外3筆です。登記簿地目は田と畑で、合計面積は、2, 0 6 5 m²です。申請者及び譲受人は、大字〇〇の〇〇〇〇さんです。土地の譲り渡し人は、大字〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡目的は贈与です。担当委員は、6番委員です。

農業委員	から弟の〇〇さんが農業をするということでの申請です。畑がありますが家庭菜園で、田は水稻をする計画です。通作距離は農地が居住地のすぐ近くに位置していきまして、農機具もすべて揃っています。よろしくお願いいたします。
推進委員	今報告がありましたように、兄弟であり、〇〇さんも地域に迷惑は掛けられないということで、責任をもって耕作するという考えをお持ちで問題ないと思います。
議長	続きまして番号2を3番委員さんお願いします。
農業委員	番号2の調査結果を報告します。6月5日に、申請者の〇〇さん、推進委員さんと、現地の立ち会いを行いました。土地の所在は国道210号線沿いの大隈の〇〇〇〇の裏手になります。建設業を中心とした兼業農家の譲受人が取得し耕作する計画です。現在は田と畑で水稻と果樹で果物を作付けする計画です。権利の内容は所有権の移転で譲渡人が転居していることでの、権利の異動です。譲受人の通作距離は約2キロメートルで耕作は可能です。トラクターなどは実家にあることから、耕作に影響はないと思います。
推進委員	現在は管理が出来ておらず畑など草がありますが、今後管理・耕作していくので問題はないと思います。
議長	続きまして番号3、番号4を4番委員さんお願いします。
農業委員	番号3番の調査結果を報告します。 5月29日に、申請者の〇〇さんと推進委員さんと、現地の立ち会いを行いました。土地の所在は大字四日市字台之田の田です。玖珠川沿いの田で、十の釣の交差点から四日市方面に200メートルほど進み県道より南側に位置しています。現状は草が茂って荒れている状況でした。昨年刈られていましたが、今年はまだ刈られていませんでした。耕起もされていません。もともと2枚あった田を一枚それぞれ分け与えて、その後に田んぼを1枚にし2筆になったようです。この案件は昨年申請が出され現地を見に行きましたが、議案にかかる前に申請者が急逝されたため、取り下げになっておりまし

農業委員	た。今回相続の手続きも終わり再申請の運びとなりました。権利の内容は所有権の移転です。〇〇さんは北山田木牟田の在住で四日市の圃場までの通作距離は約5キロで通作は可能であり、耕作に問題はありません。
推進委員	先ほどの報告のとおり、昨年取り下げになった件の再申請です。耕作の意欲もあり、何ら問題はありません。
議長	続いて番号4の調査結果を報告します。
農業委員	5月29日に、申請者の〇〇さんと推進委員さんと、現地の立ち会いを行いました。土地の所在は大字四日市字台之田の田です。先ほどの圃場と同じ並びに位置しています。県道書曲野田線の十の釣交差点から200メートルほど四日市寄りに位置しています。現況は先ほどの件と同様に草が茂っておりました。この場所は40数年前に基盤整備されたようで、〇〇さんの所有地になっています。経緯はわかりませんが耕作自体は〇〇さんの親戚の〇〇さんがされていたようです。権利の内容は所有権の移転です。こちらにも問題はないと思います。以上報告終わります。
推進委員	番号5番の調査結果を報告します。6月7日11時に、申請者の〇〇さんと農業委員さんと現地の立ち会いを行いました。土地の所在は、大字綾垣字池の原〇〇番外4筆です。〇〇〇〇の近くで〇〇〇〇の方に入った高速道路側の農地です。譲渡人の〇〇さんが高齢のため譲渡したい考えから、今回〇〇さんへの売買での所有権の移転です。通作距離は日田市から103キロで片道70分です。トラクターも所持し、耕作意欲もありますので耕作可能です。問題はないと思います。以上報告終わります。
議長	それでは、番号1から番号5について質疑に入ります。 質疑がある方は挙手をお願いいたします。
議長	無いようでしたら採決します。 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、 原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員	(全員挙手)
議長	全員賛成です。議案第 1 号は原案のとおり決定いたします。 次に、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項に規定する許可申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてご説明いたします。3 ページをお開きください。 番号 1 番 大字大隈字宮田〇〇番〇です。登記簿地目は田、面積は、1 0 0 m²です。申請者は、〇〇の〇〇〇〇さんです。転用目的は、隣接農地へ耕作するために通る道路の一部としてコンクリート張りをしております。追認案件です。担当委員は、3 番委員さんです。以上です。
議長	それでは担当委員の説明ですが、番号 1 を 3 番委員お願いします。
農業委員	(担当委員説明) 番号 1 の調査報告をいたします。6 月 5 日に申請者の〇〇さん、推進委員さんと事務局と現地の立ち会いを行いました。土地の所在は、国道 2 1 0 号線沿いの大隈の〇〇〇〇の裏手になります。田んぼに侵入するための道路に転用です。現況は一部にコンクリートを張っている状況です。周囲には農地や宅地が存在していますが隣接の農地には影響ありません。土砂の流出又は崩壊その他の災害の発生、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはありません。以上報告を終わります。
推進委員	1 0 数年前にログハウスを建てて、ログハウスの前の農地に木を植えるなどして、許可がないままコンクリートも張っている状況です。雨水に関しても何ら問題もないと思いますし、このまま維持することで問題ないと思います。
議長	それでは質疑のある方は挙手をお願いします。

	無いようでしたら採決します。
議長	議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項に規定する許可申請について、 原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。
農業委員	(農業委員挙手)
議長	全員賛成でございます。議案第 2 号について原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。
議長	次に、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項に規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてご説明いたします。5 ページをお開きください。 番号 1 です。場所は、大字塚脇字当の下〇〇番〇外 1 筆で、合計面積は、9 7 2 m²です。申請者は、〇〇の〇〇〇〇さんです。 転用目的は、医療施設の建築です。既存施設の老朽化に伴うもので、今の建物は今までと同じように自宅として使用し隣接地に新築をします。土地の譲り渡し人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。 担当委員は、2 番委員さんです。 番号 2 です。場所は、大字大隈字倉園〇〇番〇で、面積は、8 9 2 m²です。申請者は、〇〇の〇〇〇〇さんです。転用目的は、自己の住宅建築のためです。土地の譲り渡し人は、〇〇の〇〇〇〇さんでお父様になります。担当委員は、3 番委員さんです。 以上です。
議長	それでは担当委員の説明ですが、番号 1 を 2 番委員、番号 2 を 3 番委員、お願いします。
農業委員	(担当委員説明) それでは番号 1 番の調査結果を報告いたします。 6 月 3 日に申請者の〇〇さん、推進委員さんと事務局で現地の立ち会いを行いました。土地の所在は、国道 2 1 0 号線〇〇〇〇を東に 8 0 メートルほど進み、南へ 8 0 メートル進んだところに位置しています。畑を医療施設に転用する計画で、現状は畑でネギが少し

	植えられていました。既存の建物が老朽化したため新築する計画です。周囲には宅地が存在し、隣接の農地や宅地には影響のない計画です。また里道については、町建設水道課に申請を提出しています。問題が生じた場合は、責任をもってスムーズに解決するということです。権利の内容は所有権の移転です。許可が出ればすぐに着工して来年の1月の完成を予定しています。土砂の流出又は崩壊その他の災害の発生、周囲の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはありません。以上報告いたします。
議長	推進委員さん補足があればお願いします。
推進委員	面積的には隣接の雑種地と合わせて計画です。東側に〇〇〇〇、南側に大きな水路があります。造成するにあたり傾斜をつけて排水計画通り施工することで、隣接する農地もなく、若干埋め立てもありますが、土砂流出等の問題はないと思います。
議長	続きまして、番号2を3番委員さんお願いします。
農業委員	それでは番号2番の調査結果を報告いたします。 6月5日に申請者の〇〇さん、推進委員さんと、事務局で現地の立ち会いを行いました。土地の所在は、国道210号線 〇〇〇〇から倉園に少し入った所に位置しています。田んぼを宅地に転用する計画です。現況は一部畑の状態です。周囲には農地や宅地が存在し、隣接の農地・宅地には影響のない計画です。権利の内容は所有権の移転です。具体的な利用内容は宅地の新築で8月くらいに着工で12月くらいに完了する予定です。土砂の流出又は崩壊その他の災害の発生、周囲の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはありません。以上報告いたします。
推進委員	雨水等は横に水路が通っていますので問題ないと思いますが、私個人的には、土地の途中 宅地の横は3メートル無いくらいで、この石垣をやり替える計画と聞いていますが、設計士が入って実施するので問題はないと思いますが、トラブル発生の時に本人が対応できるか懸念しているところですが、委員さんの判断を仰ぎたいと思います。今回の許可ではなく次回以降でもよいのではとも考える

	ところです。
議長	それでは番号 1 番、2 番について質疑のある方は挙手をお願いします。
議長	農業委員どうぞ。
農業委員	狭くなっている土地 木が迫っていますよね。大丈夫なのか。
推進委員	擁壁を設置するとは言っていました。
議長	事務局 内容が分かれば説明をお願いします。
事務局	土地が狭くなっている個所については、車両が入れば沈む恐れがあると思います。その点は設計の中で擁壁を設置する計画と話をされていました。
農業委員	そこは、進入路ではなく宅地の敷地内なら、その場所が狭いとかはいいのではないかと。3メートル無いとかはいいんじゃないか。
会長	わかりました。横の水路は何ですか。
事務局	排水路です。
農業委員	石垣が崩れると水路に被害があるのでは。 まゝ 許可の判断には関係するのか。ないのか。
農業委員	申請地の農地すべてが該当ということで、申請者の責任ですということではないのでしょうか。
議長	ほかに質疑はないでしょうか。
議長	無いようでしたら採決します。 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長	全員賛成でございます。議案第3号について原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。 次に、議案第4号 非農地証明願いについて、事務局説明をお願いします。 （事務局説明）
事務局	議案第4号 非農地証明願いについてご説明いたします。 6ページをお開きください。 番号1 大字山田字今村〇〇番〇外1筆です。 登記簿地目は田で、合計面積は1, 197㎡です。申請者は、〇〇の〇〇〇〇さん、非農地の理由は、昭和60年頃に、塚脇小学校の拡張に伴って、現在の位置に農業用倉庫及び水路が移転されたことによるものです。40年経過しており、非農地証明願いとなります。担当委員は、3番委員さんです。 番号2 大字岩室字山口〇〇番〇外1筆です。登記簿地目は田と畑で、合計面積は1, 529㎡です。申請者は、中津市の〇〇〇〇さん、非農地の理由は、昭和48年頃から耕作されておらず、現況は農地では無くなっております。50年経過しており、非農地証明願いとなります。担当委員は、1番委員さんです。以上です。
議長	それでは担当委員の説明ですが、 番号1を3番委員、お願いします。 番号2を1番委員、お願いします。
農業委員	番号1番の調査結果を報告いたします。 6月5日に申請者の〇〇さん、推進委員さんと、事務局で現地の立ち会いを行いました。土地の所在は、塚脇小学校の近くに位置しています。現況は農業用倉庫になっており雑種地の状態です。今後は現状のまま管理するという事です。 以上報告を終わります。
推進委員	塚脇小学校の移転に伴って、建て替えということで農協のライス

	センターと現状の塚脇の間に当初は建てる予定でしたが、急遽現状の位置で拡張となって隣接していた〇〇さんの家ともう一軒あったのですが、急遽移転することになったため、地目が変わっていないままとなっていたようです。分筆して自身で排水路も整備している状況です。問題はないと思います。
議長	続きまして番号２の説明をお願いします。
農業委員	番号２番の調査結果を報告いたします。６月９日に申請者の〇〇さんの親戚〇〇〇〇と、安藤会長と現地の立ち会いを行いました。土地の所在は、大字岩室字山口〇〇一〇、〇〇一〇高速道路付近でした。現況は一部が山林になっており一部は小屋が建っておりまして、畑は作っていない状況です。今後は現状のまま管理するということです。以上で報告を終わります。
議長	それでは質疑のある方は挙手をお願いします。
農業委員	２つあります。１番の〇〇さんの件、本人は元〇〇で若い時期であるといわれますが、４０年以上もたって退職してからの手続きとはおかしいと思います。２番の内容は、畑に小屋が建っている状況だと思いますが、あれは無許可ということですか。
議長	事務局説明をお願いします。岩室の分をお願いします。
事務局	（写真で説明）ここに〇〇番〇の農地があります。 〇〇番〇の宅地があるのですが、昭和４８年に建物登記がされているようですが、ここは地籍調査が終わっていない場所で、航空写真で確認しますと２筆にかかっている状況です。航空写真に字図を重ねたもので、こうした状況を確認していますが、これが無許可で建てられたのかは明確な資料がありませんので、断言できませんが、農地にかかっている枝番３を今回、非農地としたい申請です。
事務局	補足ですが、前任の〇〇と私で春頃から相談を受けて、現地も確認したところですが、〇〇番〇なんですけれども、現地は傾斜がかなりきつく形状も段々で建物もいびつな形です。おそらく無許可で

	建てられていると思いますが、おそらく農地法をわからずに建てられたのだと思います。知らなかったから良いということではないのですが、農地の中に建てられていたという事になります。これを4条か非農地かとの考えがありますが、今回は経過年数20年以上ということで非農地証明願いという申請になっています。
農業委員	岩室の案件ですが、審議とは関係ないですが、今管理しているのは、叔父さんにあたる人が〇〇さんで、〇〇さんのお父さんが家に居たんですが、その方が亡くなられて、色々あって名義を〇〇さんに変えて今回の申請に至っております。ものすごく勾配が激しい場所でもあり、畑としても大変な場所で今回の申請は妥当と考えています。
議長	副会長よろしいですか。
農業委員	いいですよ
議長	他にございませんか
議長	無いようでしたら採決します。 議案第4号 非農地証明願いについて、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。 全員賛成でございます。原案のとおり許可し、証明書を交付します。
議長	次に、議案第5号 農用地利用集積計画について、事務局説明をお願いします。
事務局	(事務局説明) 続きまして、議案第5号 農用地利用集積計画書についてご説明いたします。別冊の議案書の最後のページをご覧ください。すべて新規の設定です。3年未満の合計件数は3件で、合計面積5,968㎡です。3年から5年の合計件数は、3件で、合計面積6,476㎡です。10年以上の合計件数が1件で、面積は、2,417㎡です。合計件数7件、合計面積14,861㎡です。以上です。

議長	質疑はありませんか。
農業委員	無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される農業委員は挙手をお願いします。
議長	(全員挙手) 全員承認です。議案第5号は原案のとおり承認されました。
事務局	以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。 引き続き、報告事項について事務局説明をお願いします。 (事務局 報告事項) 続きまして、報告事項に移らせていただきます。 報告第1号 別冊の令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の状況についての点検の公表になります。 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の状況についての点検の公表です。令和5年度の最適過活動に関する各種実績報告となります。集積面積、遊休農地の解消面積、委員の活動日数の目標と実績などを記載しております。詳細は、ご一読ください。
事務局	続きまして議案集7ページをお開きください。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による相続による所有権移転が4件提出されております。詳細は、ご一読ください 報告第3号 農地法第18条による合意解約通知書が4件出されております。詳細は、ご一読ください。 報告第4号 農地所有適格法人要件確認書について、ご説明します。農事組合法人 ○○○○○ ○○○○様 以上の法人は、要件を満たしていることを報告いたします。 以上で議案集記載の報告事項を終わります。
事務局	次に、協議、連絡事項を説明いたします。 (資料に沿って説明) 利用権の周知の件説明 (広報くす4月号の掲載文配布)
議長	協議、連絡事項について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。 (発言なし)

議長	よろしいですか。 それでは、以上をもちまして、玖珠町農業委員会 6 月定例総会を閉会します。
----	--

--	--